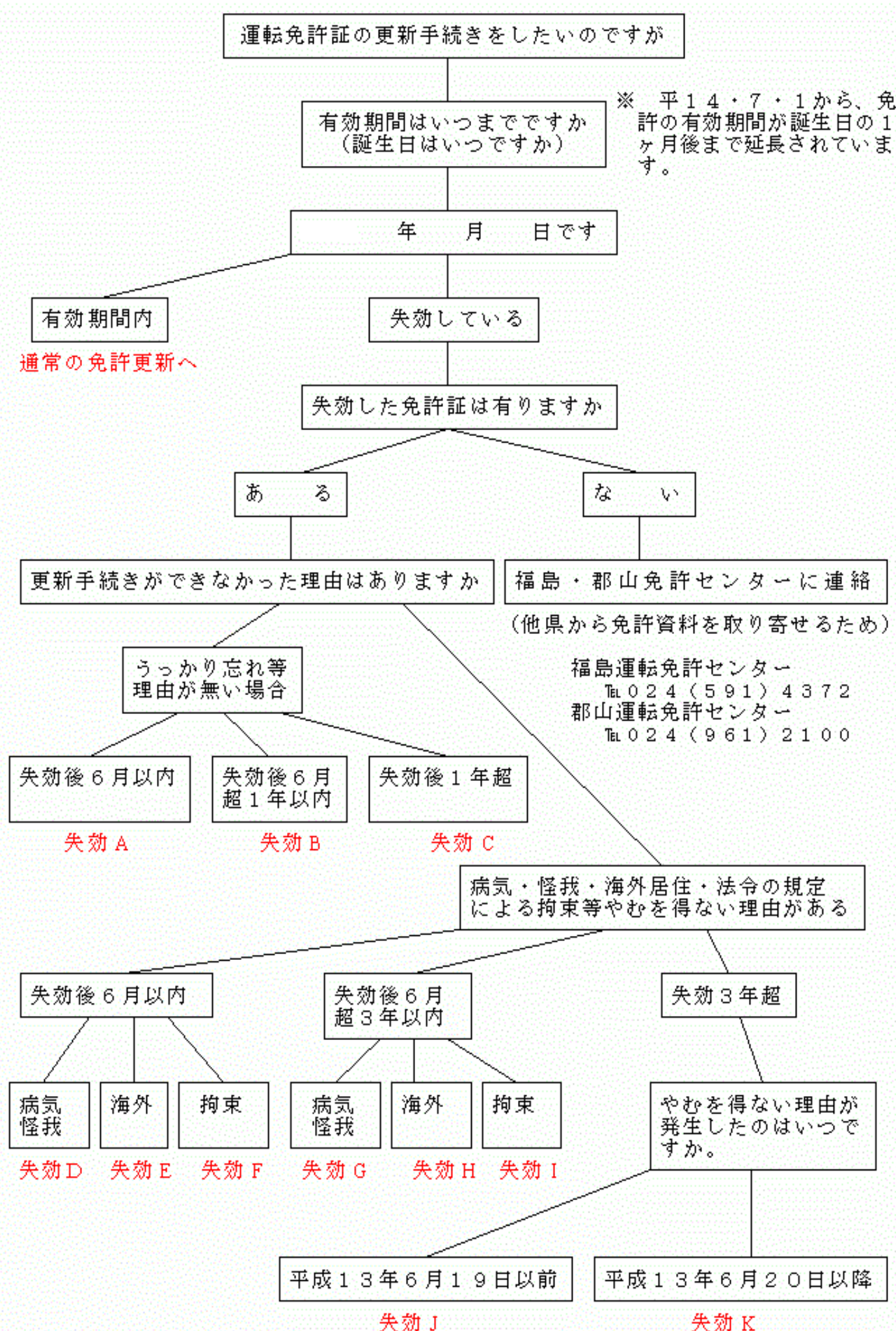


免許センターからのお知らせ

運転免許証の更新忘れの手続き

- 有効期限までに更新手続きを行わなかった場合、免許証の効力は失われ、その免許証で運転すると無免許運転になります。
- 更新手続きができなかった理由や失効した期間により、試験の一部が免除され再取得手続きができます。
下記の手続きをご確認ください。

該当する部分（赤字の部分）をクリックすると
手続き方法のページに移動します。



くわしい手続きは、
福島運転免許センター（024-591-4372）
郡山運転免許センター（024-961-2100）
へ、ご相談ください。



交通安全 ふくしま

5つ星 フクレンジャー！

